

海 通 陸 第 137 号
令 和 6 年 12 月 10 日

東海地方非常通信協議会
構 成 員 様

東海地方非常通信協議会
会 長 三 田 一 博

降積雪期における通信の円滑な実施体制の確保について（依頼）

日頃より、当協議会の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東海地方非常通信協議会では事業計画に基づき、全国非常通信訓練や非常災害時における通信の確保のための無線局の非常通信実施体制の総点検について計画し、実施しているところでありますが、今般、中央非常通信協議会から降積雪期における防災態勢の強化等に係る要請がなされました。

つきましては、想定される災害に備えて、通信の円滑な実施体制の確保に向けた対策を、下記に留意し、出先機関及び他の防災関係機関と緊密に連携を図りつつ実施していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 情報通信施設・設備の管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 情報通信施設・設備等の運用を確保するために必要な設備系統図等の整理状況の確認
- (3) 無線設備等の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検
注：過去、雪害が多い地域において、雪崩による有線回線の断線が発生していることから、中継車を含めた代替する通信回線の整備状況をご確認ください。
- (4) 非常用電源設備の稼働訓練及び非常通信ルート（通常利用している通信網が利用できない場合の通信ルート）や衛星携帯電話等を使用した定期的な非常通信訓練の実施

- (5) 災害対策用移動通信機器（簡易無線、MCA及び衛星携帯電話）に係る貸出要請連絡先の確認
- (6) 非常通信対応マニュアル（これに類するものを含む）の策定又は内容確認

2 情報通信施設・設備等の停電対策

次のとおり情報通信施設・設備等や非常用電源設備の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 自家発電装置等の非常用電源設備の設置
- (2) 情報通信施設・設備等及び非常用電源設備の適切な配置の確認・点検
- (3) 非常用電源設備の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- (4) 非常用電源設備の燃料の保存状態及び保存量の確認並びに十分な容量の確保
注：一般に発災後 72 時間を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれていること、停電の長期化（10 日間程度）にもご留意下さい。また、停電時、市町村庁舎にある防災行政無線にかかるバッテリーが老朽化により短時間しか動作しなかった事例が報告されていることから、保持時間や定期交換状況も合わせてご確認ください。
- (5) 非常用電源設備の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置の確認
注：停電時、市町村庁舎にある県防災行政無線の端末局に係る非常用電源設備が始動しなかった事例が報告されていることから、管理・運用体制、始動手順又は自動始動化に係る設定状況とともにご確認ください。
- (6) 非常用電源設備の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員各位等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（平成 29 年 3 月）の「無線設備の停電・耐震対策のための指針」及び「無線設備の停電・耐震対策についての考え方」を参考にしてください。本ガイド・マニュアルの最新版は、非常通信協議会ホームページからダウンロードすることが可能です。

(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/>)

3 非常通信計画の確認

非常通信訓練を通じて、災害時における出先機関及び他の防災関係機関との連絡体制（非常通信ルート等）の確認を行うこと。

4 その他

無線通信の確保のため緊急の連絡が必要な時は、次まで連絡をお願いします。

- (1) 平日執務時間内 Tel 052-971-9618
- (2) 夜間・休日 Tel 090-3554-5675 (当協議会事務局長: 東海総合通信局陸上課長)

連絡先：東海地方非常通信協議会事務局 総務省 東海総合通信局無線通信部陸上課 担当：竹下 電 話：052-971-9907 FAX：052-971-3672 E-mail：oso-tokai@soumu.go.jp
